

横浜市立さが丘小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成 26 年 3 月 20 日

改定 平成 30 年 2 月 19 日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 【横浜市いじめ防止対策推進法第2条】

②いじめ防止等に向けての基本理念

「互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。」 【横浜市《いじめ防止等の対策に関する基本理念》より】

上記のことを踏まえ、本校でのいじめ防止に向けて、次の三点を理念とする。

○いじめの未然防止のために尽力する。

自己有用感を持ち自尊感情が育つ活動づくりを基本とした魅力的な学校づくりを進めることで、いじめが起きにくい風土が生まれ、いじめが未然に防止できると考える。

○いじめは起きるものと考えて、解決に向けてチームで動く。

起こったことを児童がより望ましい人間関係を築いていくための機会としてとらえ、今後に生かしていくという姿勢を大事にする。

○学校だけでなく、連携していじめに立ち向かう。

「子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立」【市《基本理念》】ち、全教職員のみならず、保護者や地域、関係機関等と連携していじめを防止する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

- ・校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターを基本とし、その件に応じて、全教職員が関わって参加する。
- ・必要に応じて、心理や福祉等の外部専門家の参加を求める。

②委員会の運営

- ・月1回、定期的開催する。
- ・いじめの疑いのある段階で、直ちに対策委員会を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を保管し、進捗の管理を行う。



③委員会の活動内容

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。

○未然防止

◇いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

- ・児童が自己存在感や充実感を感じる授業づくり、あたたかい学級づくり

- ・児童・児童関係の実態をしっかりと把握し（児童理解）、対話していく。
- ・学校教育目標「互いのよさを認め合い、心豊かな感性をもつ子を育てます。〈徳〉」を具現化するために日々の授業・生活指導の中で児童に教師の思いを伝えていく。

◇学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

朝会、学年集会、学校だより、ホームページ 等



○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。（→ 副校長、養護教諭、専任）
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検し、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

「いじめはどの子どもにも起こり得る」という認識に立ち、未然防止のため以下のような取り組みを行う。

- ・児童にとって学校が安全で安心して過ごせる場であり続けるために、「人権教育、道徳教育の視点を盛り込み、これを推進する」「自己有用感を育て互いの協力でつくり上げる体験活動をより充実させる」 指導計画を作成・実践し、PDCA サイクルで検証する。

例：「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

- ・日々の授業を大切に、個性の尊重や相互理解を軸とした魅力ある授業の展開を図り、授業を通していじめが起きにくい学級風土づくりに努める。
- ・児童・保護者及び教職員のいじめ防止への意識を高めるために年間を通じた啓発活動を行う。
- ・児童の主体的な取組への支援を行う。

例：「横浜子ども会議」で話し合ったことをもとに、代表委員会や児童運営委員会を通して全校の取り組みとしていく。

②いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるため、些細な兆候であってもいじめの疑いを持って、積極的に認知する。

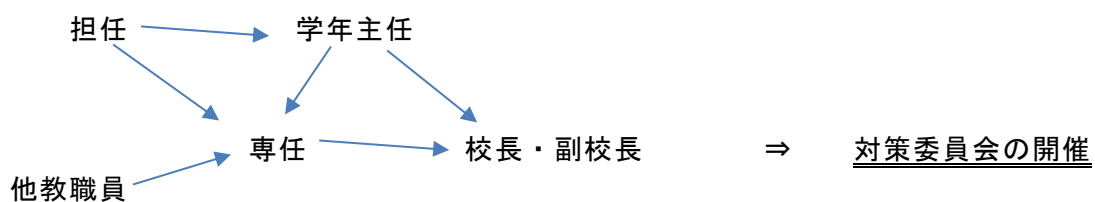
いじめは、その関係児童だけの問題ではなく、学級、学校全体の問題と捉え、チームで対応する。また、児童理解を進めることがいじめの早期発見につながるため、次のような取り組みを行う。

- ・各担任及び専科等の教職員が発する児童の実態についての情報やその対応等について全教職員で共有する。（児童理解研修 原則月1回開催）
- ・「いじめ解決のための生活アンケート」を年間2～3回実施し、分析を加えながら児童の社会にある課題点について捉え、必要に応じて対策を講じるようにする。

- ・定期的な教育相談を実施する。また、12月の人権週間における「いじめ解決一斉キャンペーン」では、アンケート結果によっては、一人ひとりの児童の話をじっくりと聞くようにする。
- ・年に1回以上、いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制として、学級を一人で見るとはなく、学年を複数の目でみるという意識をもつ。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- ・保護者、地域、関係機関にいじめについての情報が入りやすいよう働きかける。
- ・いじめの問題が起きても、児童がより望ましい人間関係を築き、よりよい学級・学年経営を行う機会としてとらえ、前向きに取り組む。

③いじめに対する措置

教職員は、学級担任のみならず、いじめの疑いがあった段階で報告・連絡・相談を迅速に行う。ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、以下の図のように報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。



児童支援専任は、校長・副校長と相談し、速やかにいじめ防止対策委員会を招集、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。

☆いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

「速さは誠意」

- ・被害児童を守ることを最優先し、初期対応について迅速に決定する。
- ・初期対応では、複数の教職員による情報の収集と共有及び事実確認を行い、被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援について方針を決定する。その際、職員組織内での役割分担を明確化する。
- ・必要に応じて対策会議を開催し、対応の方向の点検・修正を行う。
- ・警察を含めた関係機関との連携についても、校長の判断のもと速やかに図る。
- ・記録については、校長が点検し、会議録に保管・管理する。(校長室キャビネット)

④いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に向けて、

- ・事後対応では、被害児童の継続的なケアを最優先とする。
- ・加害・被害児童双方の保護者と連携を図り、共に児童の支援を行う。
- ・加害児童に対しては再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な指導・支援を行っていく。
- ・学級・学年への取り組みも継続して行う。
- ・事案の検証、日ごろの取組の見直し等を行う。

⑤教職員等への研修

年間計画に基づき、計画的に行う。

- ・児童理解研修（原則月1回開催）

児童の情報交換だけでなく、専任会等の研修で学んだことの情報共有も行い、教職員一人ひとりの技量も高める。

- ・YP アセスメント研修（年1回以上 以下同様）
- ・特別支援教育研修
- ・人権研修

⑥学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。
（横浜市基本方針 P15）

⑦取組の年間計画

【年間計画】 月	取組内容
4・5月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、いじめに関する研修 教育相談①
6月	生活アンケート実施、中学校ブロック定例会① YPアセスメント実施
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①） → 会議を受けて、学校で児童の取組
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修
9月	アンケート実施・教育相談②
10月	中学校ブロック定例会②
11・12月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②） 人権週間、いじめ防止取り組み月間→ 児童の主体的な取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）
1月	教育相談③
2月	学校運営協議会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ

年間を通して、いじめ防止対策委員会（月一回程度）・YPの実施（年三回以上）



4 重大事態への対処

①重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

②発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。（横浜市基本方針 P9）

